

タイトル	ヨーロッパに於ける租税国家の成立
著者	河西, 勝
引用	季刊北海学園大学経済論集, 57(3): 71-85
発行日	2009-12-24

《研究ノート》

ヨーロッパに於ける租税国家の成立

河 西 勝

(1) 企業にとってのインフラ

{方法論上の問題}

強烈な18世紀以来の資本主義的経済（これはつねにレッセフェール世界市場経済として存在する）の発展は、正常でも、自然的でも、必然的でもない。(A)マルクス主義派と(B)スミスおよびネオクラシカルの主たる欠点は、資本主義的経済の発展は、自主的で、必然的である、という仮定にある。マルクス主義派；歴史的発展過程に於いて、封建制度が、固有の、独立した階級闘争をつうじて、資本主義的経済をうみだす。スミス；商業化した経済的交換は、人間において自然的、生得的なもので、その発展は、「市場のinvisible hand」により最大化。ネオクラシカル（ヒックス）；経済成長は前資本主義的経済内に潜在しているが、干渉主義国家によって、強烈な経済発展が阻害される。

「資本主義の勃興」に関して、スミスの・新古典派的伝統とマルクスの伝統は、いくつかの観点において相違はあるが、資本主義的経済は自律的であり自己構成的であるという点では見解を共有している（いいかえれば、それらは、資本家的企業形態の発展・段階論と資本家的企業の本質・原理論とを方法論的に明確に区別しない点で共通している）。国家は、干渉を自制する限りにおいて役割を演じる（スミス）、あるいは、ブルジョアによって要求される政策だけをおこなう（マル

クス）。それに対して、本論は、資本主義経済・レッセフェール世界市場経済は自己構成的でも、自律的でもなくて、つねに非経済的過程や制度、特に政治的な制度（近代の主権国家形成）を内部に埋め込んでいる、という見解をとる（だからといって、原理論でいう純粋資本主義・資本家的企業社会が自己構成的であり、自立的である、ということ否定することにはならない）。マルクス主義者は、国家は根本的に経済ベースに依存すると指摘するが、しかし同様に経済は一定の政治的ベースに依存しているのである。マルクスが「資本の本源的蓄積」について論じているように、強い国家なくしては、資本主義的世界市場経済が出現することもなかった。だが、もっと根本的には、資本主義的経済・レッセフェール世界市場経済の発展にとっては、国家（インフラ・パワーといいかえてもよい）の永続的な存在が不可欠である、という点にある。

{世界市場に埋め込まれた国家}

ヨーロッパの国家形成は、一般的には次のような過程をたどった。つまり、封建的領地が、分断された空間から統合された空間に転換する一方で、政治と経済の制度的形態が、統合（融合）された実在（共同体・マナー）から互いに分離（区別）された実在へと転換した。このような過程が、封建主義から資本主義への移行を意味する。このように、近代

国家が整理統合された領土的ベースを必要とすると同様に、資本主義にとっても、生産の諸要因をその不動性から解放する統合された領土の成立が根本的である。近代国家は、経済からの制度的な自立性または隔離を必要とすると同様に、資本主義的経済もまた国家からの制度的な自立性（自治）を必要とする。

国家と経済は制度的に区別され分離されるようになるけれども、にもかかわらず、同時に、政治と経済とは、以前よりもはるかに、相互に影響し合うという意味において、より密接にかみ合っている。国家は、制度的に経済から区別され分離される場合においてのみ、経済と密接にまたは強く相互作用をし、その発展を可能にする。国家は、制度的に経済から区別されればされるほど、ますます経済の内部に「激しく埋め込まれる」。国家の自立性とは、経済からの国家の制度的区別・自立性という事実にあるよりも、むしろ、分離された国家は経済の内部に「相互作用的に埋め込まれる」ということにあるのである。これらの点は、伝統的あるいは封建的社会のあり方とは対照的である。ここでは、国家は、経済が国家から地理的に孤立しているゆえに、経済とは非常に弱くのみ相互に影響しあつたに過ぎない。国家は単にかれの家族の支配者にすぎず、その家族は、主にコミュニケーションの驚くほどの欠落の故に、社会と非常に弱い結びつきしかもたなかった。伝統的な国家は、資本主義の出現を抑えたというよりも、むしろ単に経済を発展させることができなかつただけである。

国家は、特にその形成過程において、分断化された封建的空間を打ち破る。このことによって、領土的な統合がひきおこされ、そのうえに国民的市場（国内および国際市場）が発展する。領土は、道路、鉄道、港湾、電信などコミュニケーション・インフラの国家開発、ならびに租税戦略（特に重商主義）やとりわけ官僚制の合理化を通じて統合される。

空間は鎮定され、個人が貯蓄したり投資することを可能にする。そして国家の法制度の創設と実効性のある所有権の設定が、国際条約と共に、市民の生命・財産の安全を保障する。産業が国家の軍需によって促進され、それとともに、資本主義的信用市場（国債市場）が勃興して、国家に財政上の歳入をもたらす。国家は一般的に（しばしば意図的でないが）、その軍事上の契約を通じて、内部的な需要の欠落を補完する。以上、国家が意図的または無意識的（意図せざる結果として）に採用する資本主義を勃興させるいくつかのやり方である。

(2) 戦争こそ国家形成の根本的要因

1648年のウェストフェリア和約まで、ヨーロッパ中世の最後の二世紀ほどは、西欧文明は、宗教分裂と宗教戦争、王位継承戦争に支配された。この間において、中世盛期の理念と現実を支配した二つの大きな普遍的権力、すなわち皇帝権と教皇権が没落し、次第に君主国家の台頭を見ることになった。同和約の諸規定により、15、6世紀に成立した帝国は、その組織は保持されるとはいえ、もはや近代的な統一国家へは転化されえないことが最終的に決定された。世界史においては、中国のような帝国こそが標準（グローバルスタンダード）であり、この点でヨーロッパは、特殊にして奇異な性格をもっていた。

中国などの帝国国家システムに比べて、ヨーロッパの非中央集権的システムの内部においては、諸国家間に多かれ少なかれ権力がより等しく分配されていた。また西欧社会は、非西欧社会とは支配と服従のかたちで作用しあつたが、西欧同士では、対等な関係で相互に作用しあつていた。そのような相互作用の基盤になったのは、言語、法律、宗教、行政の慣行、農業、土地保有、親族関係などを含めた文化的な同質性であった。ヨーロッパの

人々は、共通な文化を持ち、活発な交易のネットワーク、人間のたえまない移動、支配階級の名門同士のみごとなほどの連帯などをつうじて、広範囲に接触していた。その非中央集権的システムがもたらす国内外に作用する軍事的政治的経済的諸要因こそが、近代国家および資本家的企業の勃興と「ヨーロッパの奇跡」(ヨーロッパの世界支配)をもたらしす上で、決定的な役割を果たすことになる。

実際にヨーロッパ諸国の間では、平和は例外であり、常態ではなかった。そして戦争こそが諸国家形成の本質的決定因であった。非中央集権化された国家システム内の地政学的な衝突の過程が、ヨーロッパにおいて強い、統一された諸国家の発展を導いた。君主国家の中央官僚制は、かなりの程度で、軍事技術における変化の衝撃の結果としてもたらされたものである。専門的な陸軍の出現や火薬、キャノン砲、ガンの発展は、高レベルの軍事専門化をもたらしたが、それらは官僚制をつうじて最もよく機能した。国家形成は、支配者の背後に起こった単なる偶然ではない。とくに支配者は、種々なる軍事技術上の発展を、その中央集権化戦略の一部として意識的に使った。また中央官僚制は、支配者によって、地方の貴族から独立して国家歳入の調達方法をみつけだすべく、また同様に、かれらを中央政府の活動に吸い取るために、こうしてかれらを雇用ならびに名声・威信で国家に依存する地位に推挙するために、使われた。

ヨーロッパにおいては、非中央集権的な地理的空間の内部にある諸国家相互の近接した関係によって、技術(特に軍事上の技術と実践)が普及した。各国は、ライバル国の成功した発展戦略を学習し模倣する一方で、他国によってすでに企てられ失敗した発展戦略の採用は拒絶することができた。こうして、中国のような帝国国家システムと異なり、ヨーロッパの非中央集権的システムの内部においては、権力が諸国家間にますますより平等に

分配されるようになった。そして、国家がその権力ベースを拡大するために、膨張し他国を飲み込むことは、ほとんど不可能になった。一方で、諸国家の政治的軍事的ならびに経済的關係は、諸国家の境界線を容易に突き破ったのであり、この過程で逆説的に、相互に浸透性に富む(つまり人々、商品、資本、貨幣の国際間の移動がより容易な)近代的な主権国国境が成立した。

かくして1648年のウエストフェリア和約は、レッセフェレ世界市場システムのために、ヨーロッパ諸国の軍事力均衡に基づく安全保障体制の出発点をなしたと言えよう。この体制の終焉こそ、1914年の第一次世界大戦の勃発に他ならなかった。

ベストフェリア和約による主権国家間の「権力のバランス」により、激烈な交戦状態が延期された条件のもとでも、諸国家は、生き残りをかけて軍事力強化のために、資本家と協力して、集中的に自国の経済を發展させようとした。支配者の意図的な権力蓄積戦略の結果としての国家形成は、一方で商業化や工業化を促進し、封建的領地を崩壊させて、土地ベース課税や間接的な市場課税の徴収を可能なものにした。しかしヨーロッパに特有な複合社会が有する重要な特徴は、国境が比較的ルーズな(浸透性に富む)構造を有するために、諸個人が隣国に比較的容易に越境できるという点にあった。つまり、資本家は、もし専制的な国家によって劣悪な取り扱いを受ける場合には、単純に国境を越えることによって、彼らのサービスを撤収し、それをライバル支配者へ移転することができた。国家は、経済を發展させるためには、その専横を避けて近隣国家に容易に脱出できる資本家階級から、賞賛を得る努力をする以外の選択肢をもたなかった。

こうして諸国家は、自国の財政軍事的および政治権力的(官僚主義的・中央集権的)ベース(経済發展)を強化するために、国際

的な資本家階級と「互恵的に」協同するようになった。まさしく、資本蓄積（固定資本形成）の歴史は、（そのすべての次元において）国家インフラパワーの歴史である。資本主義の発展は、同時に国家のインフラパワーを強めた。国家は、支配的社会的行為者を侵食するよりもかれらと互恵的な関係において協同することにより、より大きな強さを達成できたのである。（この「互恵的」関係は、二次大戦後の日本や東アジアモデルにおける政官財間のより激しい戦略的対等関係とはやや意味がことなる）。このように、資本家の自由主義（レッセフェール・レッセパッセ）は、国家・インフラ・パワーを強化する一方で、専制的国家自治権に対する束縛（自由の強制）としても働いた。要するに、ヨーロッパの近代的国民国家および資本主義経済（レッセフェール世界市場経済）の勃興においては、ヨーロッパ社会に本来的な領土上の境界の相対的安定性とその高度の浸透性が重要な役割を果たした、といえよう。

⁴⁾ 国家介入・干渉の二様式。国家の経済への影響には二つの主たる様式がある。直接的な国家介入を伴う市場促進戦略と、〔国家の〕非直接的影響を伴う意図されない市場への影響の二つである。われわれは、非直接というタームをつかうが、「間接的」というタームは使わない。というのは、後者のタームは、ネオクラシカルな経済学者によって、経済との国家の節制的関係を描き出すために使われるからである。すなわち、間接的な活動の創設の場合にあてはまるのであり、それは、ネオクラシカルな決まり文句において、節制の観念（またはレッセフェール）に全く符合・一致する。それと対照的に非直接的活動は、もしそれが意図されない場合でさえも、個人や法人にそれまで法律上できなかったことを可能にさせるというような深い影響をもたらす。金融の分野では、国家は、非直接的次元で、強く干渉主義者であった。産業の分野では、国家は、非常に穏当な産業政策を持ったに過ぎない。国家は、強い意図せざる市場影響に穏やかに従事したのだけども。

(3) 国民的資本主義経済の前提

一般的に国家形成は、資本主義の出現の基礎を準備した。国家形成の遺産は、資本主義の出現であった。こうして国家が制度的に自立する（つまり経済から分離される）ことによって、自治的な、自律的な資本主義経済の出現に道が開かれる。この場合に重要な点は、資本主義は、行動上意図された結果なのか、または意図されない結果なのか、という問題である⁽⁴⁾。

ヨーロッパ諸国は、グランドデザインによって、意図的に資本主義を生み出したのではない。むしろ、諸国家は、直接的意図的（市場促進戦略）および間接的無意識的（無計画的な市場の影響）の二つの原則的方法によって、資本主義の発展を促進した。

1) 国内鎮定

国内鎮定戦略は、国家が形成される場合の中心的な手段である。国民国家が有する比較的に平和な治安確保の性格は、歴史的に、今までなかった新機軸であった。前産業社会は、地方で発生する暴力または封建アナーキーによって打撃をうけた。このアナーキーは、主に貴族地主が互いに競って増殖していったが、さらに略奪者、傭兵隊、盗賊、馬上の追いはぎ、海賊、都市と農村のギャング、地方の自警団などが封建アナーキーの増殖に加わった。もうひとつの要因は、国家それ自体の専横であり、不規則な課税、商人貨幣の恣意的な徴発などにおいて見られた。それは、軍事専横と世襲財産主義によって頂点に達した。

鎮定戦略は、政治権力の中央集権化の追求において、国家によって企てられた。国家は長い時間かかって直接社会から暴力を取り上げて、結果的に軍事手段ならびに警察権力を独占するようになった。この過程で封建アナーキーは消滅した。要するに、封建アナーキーに対する国家の優越性が、平定された空

間の発展を可能にしたが、その意図しない結果として、資本主義的経済が発展した。つまり鎮定化は、結果的に、人々が、地方に発生する暴力により財産を失うことを恐れなくて、金を投資したり、ビジネスを永続的に行うことを可能にした。

国家自体の専横は、国際的な金融的資本家階級の厳命によって鎮定化された。資本家の「自由主義」は、専制的国家自治権に対する束縛（自由の強制）としても働いた。資本家が「退去する」権利を行使したので、国家は、あまり専断的であることができなくなった。国家は歳入を追及する場合に、得られるべきさまざまな選択をした。国家は、「略奪の道」をえらび、商人の所得を没収したり、債務を拒否したりすることもできた。実際に、ヨーロッパ史の近代初期を通じて、支配者による債務拒否は極めて一般的であった。しかしながら、長期的には、国家による債務の拒否は、資本家に対する国家の威信を決定的に傷つけ、ローンのコストを著しく引き上げて、その財政危機をさらに悪化させたにすぎない。まさしく「偉大なる権力」への鍵は、債権者を満足させ資本家の「退去」を防ぐ国家の能力、つまり機敏さと安さの両方で、ローンを調達する国家の能力にあった。それゆえ、国際的な金融資本主義が、国家財政（自治）にたいして干渉することは、国家権力を制限するということよりも、逆に国家のインフラパワーを相対的に強化し、国家の対外的な政治的地位を高めることになった。

2) 資本家の財産権の財政・軍事的起源。

17, 8世紀、財政上の危機に直面した諸国家は、徐々に国内に眼を向けて、破れかぶれの財政均衡の探求に向かった。均衡を回復させるもっとも有効な手段の一つは、国家が軍事力ベースを維持できる財政歳入と引き換えに、商人や産業・農業資本家に、財産権を与えることであった。これはおそらく、国家と

資本家階級との間のインフラ的相互依存状態のもっとも明瞭な事例である。これは、初期の段階で、財政収入と引き換えに、都市が君主によって特許状や保護を与えられるとほとんど同じ方法でなされた。国家は貿易の動きを容易に監視できたので、商人資本家が、特に課税目的の標的にされ、そしてそれゆえにかれらに財産権が与えられた。このことは最初イギリスにおこなわれた。しかしおおよそ1600年から1900年にわたって、ほとんどのヨーロッパ諸国がより有効的なそして広範囲に及ぶ財産権を資本家的企業に与えるようになった。こうして特許法がイノベーションを鼓舞し保護したし、株式会社のための法的規定がなされ、契約法が発展した。特許法システムでは、財産権の創設が、投資とイノベーションの両方にたいして、奨励的構造を可能にした。資本家的財産権の創設によって、個人が投資に従事できるようになった。企業の発展を支える主要な条件は個人財産の保障であった。

国家的保護から生じる地代〔政治的地代〕は、財産権と引き換えに、租税、特に関税と物品税の支払いに向けられた。このように国家は、「市場促進戦略」の事例を提供するが) 財政軍事歳入の蓄積のために、財産権の保障を通じて資本家的投資に資する環境を「意図的」に生み出した。このやり方において、国家は、「政治的企業家」として行動した。このことは、国家と資本家階級が、集合的に自らの力を強化しながら有機的相互関係において共同行動する一例を示している。

3) 資本家出現の法的要件

しかしながら、財産権の有効な設定は、単に「意図された」市場促進戦略をつうじてもたらされると主張することは、あまりにも単純化しすぎである。財産権は、暴力手段の独占によって支えられる法システムの堅固な基礎に依存している。合理的な法的秩序はまた、

国家建設の意図せざる結果としてもたらされた。封建主義のもとで、財産権は、慣習、コモンロー、そして強制力にもとづくか、あるいは前二者または後者のいずれかによっていた。ローマ法の復活と特に合理的なそして信頼しうる法律が財産権を安全にするために重要であった。

国家創設を目標にすることこそが、中央集権化されたそして信頼に値する法律を作り出すことにおける絶対王政国家の主たる関心であった。法の「国家システム」は、コモンローと慣習が貴族支配の専制と社会的空間の分断された性格の両方を維持する封建システムとは対照的であった。それは、特定主義(particularism) 神の恩寵は人類全体にでなく特定の選ばれた個人のみにもたらされるという説)を解体する上で重要であり、このことは、国家ならびに資本主義の勃興にとって非常に重要であった。

法の役割は、「私的」経済の発展にたいして自治的国家を実現する権力の原則的形態であった。それは、資本家の財産権を強固なものにし、不完全ではあるが自治的な経済領域を生み出す助けになっただけでなく、また流通・販売の原則的形態としての貨幣の発展を可能にした。商品形態としての貨幣は、それが生産の諸要因(それらは、商品化された実在として評価され)をいのままにしうる交換を可能にするから、資本主義の成長にとって根本的である。さらに、信用貨幣(紙幣)は、一部は、それ自身の通貨の価値を保証する国家の能力ならびに社会的な安定性を維持する国家の能力に依存している。新しい形態の合理化された法律は、法外な高利率で金を貸すことを可能にしたから、国家は戦争を遂行するために金を借りることができるようになった。要するに、国家の法的秩序の予言性、継続性、信頼性、目的性は、大規模な資本主義にとってすべて本質的であった。このような資本主義の前提条件は、国家の意図的または

無意図的な行動によって提供された。

4) 国家と国民経済形成

ベストフェリア和約後の150年間は、ヨーロッパ世界の紛争は主として、君主(皇帝、絶対君主、立憲君主)の間で争われた。かれらは、自分たちの官僚組織や軍隊を拡大し、重商主義(マーカンテリズム)によって経済力を強化しようと企て、軍事力をもって支配下におく領土の拡大に血道をあげた。マーカンテリズム(重商主義)は、旧来社会の政治的スペースの分断化された性格を乗り越えていくので、国家によって使われる重要な武器であった。国内の関税障壁と通行料徴収所が徐々に解体された。これは、国家が過剰な地方のミニ国家の歳入ベースを掘り崩す上で重要な武器であった。マーカンテリズムはまた、国家がその経済的軍事的ベースを強化しようとする場合に、国家により利用された。それは、権力と豊かさに対する国家の嗜好の一部であった。国家は、国家権力を増進するために、富を生み出し経済を発展させることを意識的にし始めた。このことは、国家と資本家階級との互恵的な関係に基づいており、多様な仕方で達成された。

国家が金を蓄積するというマーカンテリストの目標は、第一に、信用市場の勃興と根本的に結びついていた。金準備金の蓄積は、通貨の安定化を助けることになり、そして一般的なレベルで信用を生み出した。第二に、輸入関税(ならびに輸出関税)が、国内生産を奨励する(このことは、軍事ベースを提供するが)ために、外国商品や原材料の輸入に対して課された。第三に、輸入関税が、貿易収支にプラスを生み出す助けになった。このことは、国家の歳入蓄積戦略にとって重要であった。このことは、国家が金準備金を蓄積することを可能にしたから、マーカンテリズムの財政・軍事的性格と結びついていた。

以上のことは、財政危機に直面した場合に

国家が歳入の増加を図る上で重要であった。さらに、国家が蓄積した金準備金は、債権者の信用を高めるための重要な要因であった。信用がない場合には、国家は、戦争ローンを組む場合に高率利子の支払いを請求された。

マーカンテリズムは、単に意図された市場促進戦略に終わらなかった。関税は、まず第一に、輸入商品に対する歳入創出課税であったし、莫大な量の低価値商品の貿易をつうじて、政府歳入の豊かな源泉となった。関税(と物品税)の形態が、税歳入の総額の相当な割合をしめた。「貿易は財政の源泉であり、財政は、戦争の神経組織」であるといわれた。

マーカンテリズムはまた国家形成の一戦略として度量衡の統一したシステムを作り出す過程を含んでいた。大きな領域上の相違を有する分断されたシステムでは、度量衡の統一性がないために、取引費用が大きなものになった。商品は、その価値が信頼される方法で尺度される場合にのみ、交換されうるものとなる。国家だけがそのようなインフラを提供することができた。しかし度量衡のようなインフラは、単に商品経済上の要件に対する対応でなく、支配者の所得を最大化するという目的にも関連していたことは、重要である。

このように、マーカンテリズムは、浸透性上の、財政軍事上の、そして経済上の支配者のパワーを増大させるために、国家により進められた。特に、より統一的な国民的空間の創出は、国家権力と国民市場の発展の両方を強化した。

5) 信用市場の勃興と国家

金を蓄積するというマーカンテリストの目標は、信用市場の勃興と根本的に結びついていた。金準備金の蓄積は、通貨の安定化を助けることになり、そして一般的なレベルで信用を生み出した。このことは、国家の歳入蓄積戦略にとって重要であった。国家は歳入を追及する場合に、得られるべきさまざまな選

択をした。国家は、「略奪の道」をえらび、商人の所得を没収したり、債務を拒否したりすることができた。実際に、ヨーロッパ史の近代初期を通じて、支配者による債務拒否は極めて一般的であった。しかしながら、長期的には、債務の拒否は、財政危機をさらに悪化させるにすぎなかった。徐々に国家は、ローンの返済が、その失敗はより高い利子の支払いをもたらすに過ぎないから、やりがいのあることであることを学び取った。

イギリスは、より高い軍事費に対処するために、「金融革命」を始めることによって、この方法をリードした。戦争ローンを合理化するために、1694年イングランド銀行が創設された。しかし信用システムが軍事上の起源を持つことは、重要な経済上、重要な派生的効果をもたらした。戦争ローンは、イングランド銀行のみならず資本市場に対しても、18世紀のほとんどのに渡り、大多数の仕事をもたらした。さらに、戦争は、国際的な金融資本に、膨大なビジネスをもたらした。要するに、ローンに関連する活動によって、国家〔特にイギリス〕は、その専制的な権力を制限しながら、自らのインフラパワーを相当に強化すると同時に、金融資本家階級と強力な関係を形成し、企図しない結果として資本主義の拡張を助けることになったのである。

{国家および資本主義の分岐的發展}

1650年代以後のヨーロッパにおける国家形成および資本主義経済発展においては国内鎮定、財産権の発生、合理的な法システムの形成、マーカンテリズム、資本家的信用システムなどが主要な要因であるという点については、いずれの国でも共通していた。しかし、具体的な国家形態、資本主義経済の発展速度や形態については、多くの多様性がみられた。確かに軍事革命は、17世紀のヨーロッパ全体にわたり、国家の構造を変化させた。ここでは中央・地方における官僚制の発展という

点では類似性（その強度には相違があるか）が見られたが、政治体制の形態には、イギリスの議会主義、フランス、プロシア、オーストリアの絶対主義、ロシアの独裁政治というように重要な相違があった。また諸国家は、軍事費の重圧に耐えるために、多様な方法で国民経済を調整しようとした。かくて、諸国家により採用された経済形成の道は、「軍事化された資本主義」（イギリス）、「軍事化された封建制」（プロシア、ロシア）、「軍事化された農業」（フランス）、という三つの主要な形態をとることになった。1650代直後、ヨーロッパのさまざまな国が、封建的、農業的、または資本家的と、資本主義へのことになった経済発展の道を実現した。これらの経済の道を分けるものは、第一に、ヨーロッパにおける国家権力の不均等な集中状態、第二に、経済の商業化の程度、第三に、課税の方式つまり土地をベースにするか、商業をベースにするか、である。もちろん、これら三つの構成要素は、それぞれが軍事革命に対する異なった国民的経済的対応の形成においてひとつの役割を演じるのであるが、いずれも高度に統合されている。

第一、イギリス国家は、資本主義へ進むことを可能にする最強のインフラ上、浸透性上の能力を有していた。プロシアとロシアの国家は、著しく浸透性上の力を欠いており、その結果農奴制を再導入した。フランス国家は、それらの中間の道を進んだのであり、地主の経済力を攻撃すること、独自に税を徴収することの両方ができたが、しかし、強力な資本家的歳入ベース戦略の実現は、不十分にしかできなかった。

第二、商業化の程度と国内交易・外国貿易の存在または不在が経済の異なった道のみならず、さまざまな国家の徴税上そしてインフラ上の力の資質を形成する上で、重要な役割を果たした。交易の程度が、プロシア、また特にロシアで低かったため、土地税が課税

ベースを形成し、農奴制が選択された（ドイツでは、19世紀初頭まで、ロシアは、19世紀末まで）。一方、イギリス国家は、歳入を商業的資本主義に依存することができた。明らかにこの第二のカテゴリーは、第三つまり租税の方式と結びつく。

第三、イギリスのように商業化が相当に発展しているところでは、土地税は避けられ市場を通じる交易が税歳入のベースとなる。それゆえ、軍事革命への対応において、歳入最大化の戦略を採用する場合に、国家によって、経済的関係が可能とされる。

以上を要するに、イギリス、フランス、プロイセン、ロシア、において注視されるように、これらの国々が、軍事革命の財政上の圧力に対応したとき、社会構造と対応する労働関係の形態において明瞭な分岐が存在した。

(4) 軍事化資本主義（イギリス）

1688、9年の名誉革命（イギリス革命）から生まれた議会制民主主義国家の中核には、強力な政府が存在していた。政府は、議会立法による所有権保守のもとに、国債の発行と租税収入により、自ら自由に使える資金を増加させつつ、アメリカ大陸植民地の喪失を乗り越え、長期の対仏戦争を遂行した。政府は、圧力グループ（製造業資本家階級）と取引を行い、政治的統一を確実にする一方で、白人定住植民地とインドを獲得し、国内・帝国の政治的統一を維持・拡大し、19世紀における自由貿易への移行を準備した。政府は、一貫して自由主義と私有制という資本主義の原理を維持しつつ、18・9世紀を通じて、その体制と政策を、国内的・国際的情況に応じて、柔軟に転換させることができた。

{戦争財政、増税、パトロネジ体制}

私有財産権、とりわけ土地と金融に関わる権利を法的に守るためよりも、むしろパトロ

ネジ体制（コネによる官職任用）の維持やヨーロッパ大陸同盟国への援助、そして特に陸海軍事費用のために、巨額な支出が生じた。財政支出の増大は、収入の増大を不可避のものとする。それ故、国政上の優先事項は、公的信用を効率よく運用し、金融投機傾向を抑制し、税基盤を拡大し、また大蔵省から物品税徴収に至るまでの金融財政システム全般を改善することにおかれた。一方、重税を回避するために、財政支出には、一定の限定が付されなければならなかった。重税は、財産の価値そのものを失わせ、経済の停滞や社会の不安定を引き起こし、国債発行に伴いがちな過大な債務とともに、政府とポンド・スターリングに対する投資家の信頼を失わせるからである。こうして、「健全な通貨と健全な政府とは共にある」との考え方のもとに、歳入と歳出の均衡を慎重に維持していくいわゆる財政均衡原則が確立した。

この原則は、政府と主たるプレッシャーグループとの様々な妥協と取引の結果として、一つの複雑な商業規制システム、いわゆるマーカンテイリズムを生み出した。国債への投資によって体制と内部的に結びついたシティは、外交や戦争に関連して公債の発行が必要とされた場面で、中央政府の政策にかなり決定的な影響を与えた。土地税を低い水準にとどめるために、1713年ユトレヒト講和以後、防衛支出を抑制する努力が行われ、1720年の南海泡沫事件以後は、金融投機が行き過ぎを抑える方策がとられた。政府は、外国の競争から国内産業を保護するために製造業者が要求した輸入関税の水準を容易に受け入れた。政府は、富を生み出す企業活動に損害を与えることを嫌ったし、また失業の増大が救済のために地方税の増税を余儀なくし、また社会秩序全体に悪影響を与えることをよく知っていた。もっとも、関税体制は、もともと国債を償還するために政府の税収入を増大させるというより広い目的のために生み出

されたから、輸入関税を高水準に維持する点では政府と製造業との利害は一致していた。

{強力な「相対的統治能力 RPC」}

18世紀において現実にもみられたように、軍事上の衝突は、本質的に「耐久力の戦争」であり、税を徴収し、信用を維持する上で最大の能力をもつ国家に勝利をもたらすものである。国家の「相対的政治能力 RPC」とは、端的には対外的軍事上の国家的能力を示すが、もっと狭義には、社会から財政上の財源を搾りだし、戦争を行うための資金を提供する、国家の能力である。事実18世紀のイギリスでは、税の増大率は経済成長率を追い越していたから、後者が歳入上の特別な動力であったとはいえない。まさしくイギリスでは、狭義のRPCにおいては、はるかに他国の追随を許さないものがあった。この高度の国家歳入徴収能力を構成する要素は、次の三つであった。

(1)イギリス国家の浸透力。イギリス国家は、弱体で小規模な官僚制しかもたなかったが、歳入徴収という最も重要な分野では、もっとも中央集権化した財務官僚を有するという点で、18世紀のヨーロッパでもっとも高度に発展していた。大陸の絶対王政は、すべて私的かつ地方の世襲財産的な役人に依存していたが、イギリスでは税の徴収は、中央政府の官僚の手にしっかりと握られていた。イギリスでは、確かに地方の貴族が土地税を徴収したが、それは、政府歳入上、小さな割合をなしたに過ぎない。またいずれの場合にも、土地所有者の議会への編入によって、一連の義務によって地方の墮落が（少なくとも大陸に比較して）最小化された。特に間接税は、中央政府の官僚によって徴収された。また大蔵省による高度に中央集権化されるシステムが租税適用の画一性を可能にしたが、これらの点はフランスなどの場合と著しい対象をなしていた。イギリスの税徴収上の強さによって

同様に重要な点は、広大な財政官僚の存在であった。フランスに比較して、イギリスは、より小さくかつより異質でない国家領土のために国家歳入上の取引コストがより少なかったし、より効率的な徴税制度のゆえに、エイジェンシーコストがより少なかったし、そして、議会の存在のために情報コストがより少なかった。

(ロ)コンセンサスを獲得する国家のインフラ・パワー(交渉力)。フランス革命の主要な原因のひとつは、18世紀末にアンシャンレジーム対して課された租税である。この租税が納税者によって、重すぎる義務として理解された。イギリスの租税負担は、相当に高かったし、ますます増大していたが、フランス租税負担は、より低く、しかも減少しつつあった。それなのに、革命はイギリスではなくフランスで起こった。このような相違はなぜ生じたか。イギリスの君主は、強力な選挙母体(地主)に対して政府における発言権を是認したが、それは、フランスの君主により採用されたより排他的で専横な戦略と全く対照的であった。課税は、社会の重要な行為者の同意を伴う場合にのみ、歳入徴収は最大化する。イギリス国家の強さまたは徴税能力は支配階級の同意に基づいていた。要するに国家の強さは、君主と支配階級との間の共同関係のいかんによっていた、といえる。

(イ)経済の商業化と特別な資本家的機関の存在。戦争のための歳入上最も重要な源泉のひとつはローンであり、国家は戦時には、ローンに助けを求めたが、これは、一部は通常の歳入が軍事支出をカバーするために十分大きくなかったゆえに、また一部はローンが、いらいらする納税者に対して減税の措置を提供したからである。この目的で、イギリス国家は、金融革命を遂行しイングランド銀行を設立(1694)し、18世紀には、銀行を大蔵省とロンドン・シティーとの密接な関係に導いた。このことは、18世紀の費用のかかる衝突に

融資するための安い資金を国家に提供するという点で重要であった。

さらに、相当な国際的国内的な交易を有する経済の商業化が、間接税の多額の徴収を可能にした。イギリスは、間接課税にかんして、フランスよりもはるかに広範囲な経済ベースを享受したが、これは、生産と消費のうち、より大きな割合が市場を通過したからである。18世紀の交易がイギリスでそうであったように、もし交易が重要であるとすれば、大きな間接税ベースが、比較的容易に集積されるであろう。強力な租税ベースは、単に通常の軍事支出に向けるためばかりでなく、国家の非常の軍事支出に融資するために金を貸す債権者に利子を支払うためにも重要であった。効率的なローン政策にとって重要なことは、単に金を借りる能力だけではなく、もっと重要なことであるが、安い信用を獲得する能力である。効率的なイギリスの財政慣行と比較的非効率的な大陸諸国の財政慣行における重要な相違のひとつは、イギリス国家がローンを機敏に返済する—このことが、信用価値と安い信用へのアクセスの両方を維持することを可能にした—能力にあった。イギリスは、国家が高いレベルで徴税できたのでその信用を安価に維持できたのである。

{財政の受益者・負担者と資本の本源的蓄積}

財政支出は、18世紀のいくつかの大戦争中に急激に増大し、1793年から1815年にかけての対仏戦争によって、頂点に達した。1700年に1,400万ポンドであった国債は、1815年に、実に70,000万ポンドにまで増大した。輸出総額のおよそ半分にも等しい国債への利払いは、平時でも、歳出の50%以上を占め、その割合は増大する傾向にあった。財政支出と国債償還・国債利払いの増大に対応して、税の実質的な負担は、一人あたりでも、国民所得に占める割合でも、世紀が進むにつれますます増大していった。しかし土地

税は税全体の中でしめる割合が小さく、しかも絶えず減少していった。それゆえ、税負担の大部分は、消費税や関税の形で消費者大衆に課せられた。

税のこうした社会的負担は、革命の定着とマーカントリズムの発展によって、誰が主たる受益者になったかを明らかにしている。地主階級は、それほど大きくない税を負担する一方で、パトネジ維持のための財政支出から多くの利益を得た。貿易に携わる商人（海運業者、軍需に関する事業家、軍人などを含む）は、貿易と植民地からの利潤や収入の増大によって、利益をえた。またロンドンやその近郊州にすむ国債所有者（銀行家や投資家、商人、地主など）は、すべての納税者からの移転所得をうけとる（国債の利子や償還が税金から支払われる）形で利益を得た。国債保有者の利子所得は増大し、それが、特にナポレオン戦争期（1792-1815年）における産業企業の固定資本形成（産業革命）に向けられ産業革命を促して、1820年代以降の強力な経済成長の基礎となった。

こうして、イギリスの軍事化された資本主義への道は、国家と経済の両方を強化する意味において、最も効率的であった。要するにイギリスは、ヨーロッパ諸国の中で比較的最も高度な政治的能力（RPC）を享有していたので、国内と国際的分野の両方で、その強さを達成することができた。自由に流動するプロレタリアートは、間接的な市場（消費）課税が課せられた。こうして、国家は、資本の本源的蓄積としてのエンクロージャー（囲い込み）を事実上支援した。イギリスでは、間接税〔関税とビールをはじめとする物品税〕がベースとする交易が存在したことによって、封建的・農奴的といったほかの国の農業構造への逃避をさけることができ、軍事化された資本主義の道が可能となったのである。

(5) 軍事化封建制（プロシア）

ホーフェンツォレン家・プロシア国家（絶対王政、1701年成立）の勃興は、社会への国家浸透性の弱さのために、国家と貴族階級の間を、競争的および共同的なもの（あからさまな妥協として）に作り上げた。両者は、このもつと同時に権力を得たのである。国家は、強力な軍隊を作り出す必要があり、そのために、歳入のベースを強固なものにする必要があった。中央官僚制の創設は、貴族階級の政治的権力を中央に吸い込んで国家に求心的な権力の蓄積をもたらし、貴族階級にたいする鎮定者として機能した。一方で貴族階級は、農民を直接的な支配下に置く（「第二の農奴制、再版農奴制」）ことにより自らの経済力を増大させ、その生計の維持を可能にさせた。こうして、貴族階級は、徴税権を国家に与え、また国家は、（貴族階級出身の）官僚達に報酬をもたらした。プロイセンでは、相対的に弱いインフラパワーしかもたず、また商業化が未発達であったために、財政・軍事上の必要性によって、農業ベースの生産システムが発展することになったのである。

プロシアはロシアと共に、不十分な浸透性上および徴税上のパワーしか持たないという理由で、フランスやイギリスの道を進まなかった。ロシアは、税の徴収において貴族階級に依存せざるをえなかったが、プロイセンもまた、より少ない程度ではあるが、土地税の徴収に依存したのである。それゆえに両国が、農奴制を再導入することになった。要するに、農奴制は、国家および経済形成における軍事・封建制の道であり、この場合には、財政・軍事上の諸要因が、相対的に弱いインフラ国家力や商業化の弱体な経済に直面し、農奴ベースの生産システムを形成させる点で、重要な役割を果たしたのである。

ロシアとプロシアでは、17世紀に農奴制が再導入されたのであり、農民は分断された

スペースの下で封建的地方にとどまっていたが、しかし結局は、国家形成と財政軍事要件が国民経済を資本主義へと押し上げざるをえない。これら両方の国で、封建的経済が最終的に解体され、資本主義に移行するためには、「革命」または、「上からの改革」——すなわち支配的な土地所有にたいする正面強襲——が必要とされた。このことは、相対的に強い国家権力の出現によってのみ可能であった。19世紀までに、両国においては十分な権力が蓄積されたが、国家が貴族の地方権力ベースを正面強襲する「上からの革命」は自動的には起こらなかった。それは、国家的な危機によって刺激されなければならなかった。このような危機は、敗戦〔プロシアでは1806年、ロシアでは1856年〕のかたちで、生まれた。

プロイセン国家は、国家権力を強化するために農奴制を解体したが、そのことが、意図せざる結果として資本主義の発展に刺激を与えた。要するに、プロイセンは、ロシアと同様に、国家が設計した改革によって、軍事・封建の道からより軍事的・資本主義的経済へと、急速に移動したのである。ドイツ（プロイセン）の資本・賃労働関係の成立は、イギリスにおける数世紀にわたる漸次的な変転（17・8世紀のイギリス議会によるエンクロージャー・ムーブメント）と対照的である。しかしながら、産業資本主義の成立の前提となる資本の本源的蓄積（固定資本形成・無産労働者の形成）においては、国家権力が中心的な役割をはたすという点では、両国およびその他のいずれの国でも共通している。

{再版農奴制}

エルベ河の東方に位置するプロイセンは、16世紀以来、バルト海経由でイギリスなど世界市場向けに穀物を輸出する一つのまとまりのある広大な農業地域を形成した。そしてここにおいて、領地を所有し（貴族領有地）、

大規模農場を経営して、輸出穀物を生産する階級が現れた。ユンカーと呼ばれるこの階級は、14世紀以来、農民占有地を没収し、農民を労働力として直接農場経営の管理のもとに移し（グーツビルシャフト）、それを行政的司法的支配（グーツヘルシャフト）と結びつけた。この場合にユンカーは、自己が所有する大規模農場を、自分の計算と危険負担、そして従属農民の賦役によって経営する農業者であり、本来の意味における農場領主であった。農場経営（グーツビルシャフト）を行う農場領主は、すべて同時に荘園領主であり、体僕領主であり、裁判領主であり、彼の村落のいわば私的領民に対して国家高権をふるう領邦君主であった。

貴族は、高級な国家勤務を許されない市民の生業としての商工業に従事する道は閉ざされていた代わりに、将校や官吏として出世するか、さもなければ農場を経営する農場領主（グーツヘル）になる道が開かれていた。プロイセン国家は、ユンカーによる領有農場の独占権に干渉しない代わりに、かれらから租税を徴収して、官僚と軍隊のために財政的基礎を確保しようとした。ユンカーは他方で、官僚や軍隊において特権的な地位を保持し、自らをその絶対主義国家に統合した。それはいわば、「軍農複合体」の発展とってよかった。グーツヘルシャフトとしてのこの新しい体制は、領主農場と農民経営との対立をふくみながらも、17～18世紀をつうじて発展した。

それは単に、封建社会の経済外的強制的残滓としてもたらされたものではない。このような体制の成立は、何よりも大農場経営が、穀物の世界市場的発展との結びつきを深めていったことに関係があった。グーツビルトシャフトは、不動産を抵当に入れて資金を調達して土地資本形成を進めるとともに、大量の労働を支配して、輸出穀物の生産を増大させた。1769年、大農場経営（グーツビル

シャフト)の信用危機・資本不足に対して法令が発せられ、領主農場経営のために貨幣資本家の投資を仲介する不動産抵当信用機関(ラントシャフト・土地金融組合)が設立された。ユンカーは、組合から土地を抵当に入れて抵当証券(負債の証券化)を受け取り、それを売却して現金をえた。大農場の所有者兼経営者(ユンカー貴族)は、ラントシャフトを通じて得た貨幣資本を、高利の抵当権の償還や工作物の建設・土地改良や耕地拡大のために用いる一方、土地投機などにも利用した。貴族的土地所有は、ラントシャフトの信用仲介によって、その「流動性」が非常に増大した。こうしてユンカーのグーツビルシャフトは、グーツヘルシャフトとしての封建社会的体制から次第に農業企業として分離していき、最後は、プロイセン改革によって、固定資本所有に基づき賃労働を利用する本格的な資本家的農業企業へと成長していくのである。

人口の最大部分をなす農村に生活する人々は、大多数が広範に人身の自由を奪われた状態で、グーツヘルに隷属していた。かれらは、与えられ土地の耕作を領主の許可なしに捨て去ることも、土地を離れて他の職業に付くこともできなかった。農民たちは、グーツヘルのために賦役や連畜賦役を行う以外に、自己の農地で働き、その生産物の一部をグーツヘルに貢納しなければならなかった。農民は、全時間を農場領主の耕地で過ごし、監視人に鞭で労働に駆り立てられた。自分の土地の耕作には、しばしば夜しか残されておらず、疲れ果てた家畜を使って月の光で夜を徹して働くこともあった。農民は、自分の子供の労働力まで農場経営に提供しなければならず、農場領主の同意がなければ、何か手に職を得るために修行をすることも、また自由に結婚することも許されず、あるいは、土地と切り離されて譲渡されたり、一定期間賃貸されたり、交換されたり、抵当に入れられたりさえもし

た。農民には飢餓と悲惨の中で生きるだけの生活しか残されなかった。このことが、しばしば農民暴動に結び付いたといわれる。

(6) ドイツ第二帝制の成立へ

{敗戦と国家の危機、そして国家の再建}

1806年プロイセンはフランスと戦って全面的な敗北を喫した。プロイセンは、領土の半分以上を割譲すること、巨額の賠償金を支払うこと、フランス陸軍の占領を接待することを要求された。この諸条件は、旧来のプロシア国家を徹底的に破壊した。敗戦は、単なる軍事的な敗北でなくて、社会の政治的・軍事的・経済的構造の心臓部に対する攻撃(国家的な危機)を意味した。ここで表面化した重要な問題は、国家に忠実に奉仕できる自発的で従順な農民が不在であることであった。農民は、貴族階級の収奪的な関係に結び付けられている限り、国民的感情を抱く理由を見出せなかったのである。問題の解決は、農奴制を根本的に廃止することであった。ユンカー(地主階級)は、国家の攻勢に対して激しく抵抗し、解放の影響を弱めることに成功した。それゆえプロイセンにおける解放は、「上からの改革」と言えたが、1850年代ようやく完成した。この過程で、農民が解放され、プロレタリアート(労働者階級)が成長した。

フランス革命では、社会的分野における市民の法的平等、経済的自由、所有権と営業の自由の実現が、政治的領域におけるナポレオンの強力な独裁制の発展につながった。ナポレオンは、フランス革命(1789年)の成果をヨーロッパ諸国に押し広めようとした。ドイツでは、ナポレオン軍の征服によって、中世以来のドイツ帝国(「ドイツ民族の神聖ローマ帝国」)が最終的に解体され、300余の領邦が約40に整理され、プロイセン以外の領域では、フランス法の影響下に、旧来の

身分制社会の廃止と市民の法的平等が樹立された。それに対してプロイセンの改革では、市町村自治の思想がドイツの法的伝統と結びついて、決定的に重要な役割を演じた。ここでは従来 of 臣民を自由な市民へと導く地方行政(市町村自治)の指導者としての貴族階級(ユンカー)の地位が革命などによって一朝一夕に失われるべきではない、とみなされた。ただし、国家と国民の関係に関連して、「無条件に中央に支配される」ような行政体制が確立された。このもとにあつては、元来自治を行う能力のなかった農民ばかりでなく、経済的には自由を獲得したユンカーたちまでが、国王とその官僚による専断的な改革の遂行に服さざるをえないことになった。貴族階級に許された自治組織である「名士会ないし国民代表会議」は、政府を掣肘する機関ではなく、政府の支柱になって、世論に好ましい影響を与えるための機関とみなされていた。

プロイセン改革は、漸進的な社会変革を心がけた点では、フランス革命よりも慎重であったが、他面で、市民の法的平等の樹立をさらに国家統治への市民参与の準備過程とみなした点では、フランス革命よりもより大胆であった。1806年解放令は、全体の国家装置における中央集権化の強化をとまっていた。プロイセンの改革者たちの考えは、イギリス人の思想に近く、改革は、初めから、国民の精神的・道義的諸力を近代的国家形成に役立たせるといふより高次の目的をもって行われた。改革の指導者たちは、主義として個人の無制約的自由の立場に立ち、アダム・スミスの理論を奉じた。かれらは、しばしば『諸国民の富』の言葉をそのまま立法に用いて、すべてを自然の成り行きに任せ、いたるところ完全な自由を打ち立てることこそ、国家官庁の責務だと主張した。

僕婢強制奉仕や土地緊縛など農民の領主に対する人格的隷属関係(世襲隷民制度)ならびに土地売買や職業選択上の拘束が廃止され

た。貴族も市民的な職業につく道が開かれ、また市民も貴族の土地を買うことができるようになった。かくて出生身分別による従来の社会構成は崩壊していった。ツンフト制度が廃止され、都市と農村における無制限の営業の自由が与えられた(1810年)。1811年には、1807年の世襲隷民制の廃止に続き保有権の調整が行われ、農民は、自分が従来保有権を有した土地の3分の1(世襲農の場合)ないし2分の1(非世襲農の場合)を領主に「割譲」するか、それに相当する額の資本額を引き渡すか、あるいは現物・貨幣地代の支払いを約束することによって、その土地に対する無制約的な処分の自由を含む完全な所有権を獲得した。

要するにこの「調整」は、貴族的農場所有者への補償支払いによる農民賦役の消却を意味するものに他ならなかった。東エルベの農民階級は、これによって逆に領主・貴族に援助をもとめる権利を失うことになり、政府はまた、自由競争を「祝福して」農民に対する保護を廃止してしまった。そのため彼等は、おうおうに土地を獲得できず、より資本金のある貴族による土地資本独占の犠牲にならざるを得なかった。「解放」された農民は、経済的な困難に陥るとともに、農業賃金労働者か新生の工業労働者として働くことを余儀なくされた。これに対して貴族階級の方は、農民解放によって資本に転化する土地と貨幣を集中し、また土地所有から解放された多数の農民を近代的労働者として雇い、資本家的農場経営をさらに一層発展させることができたのである。まさしくプロイセン改革は、ユンカーの農場経営を資本家的農業企業としていっそう発展させていくための制度形成にほかならなかった。

{ドイツ関税同盟をへて}

1814年には、国防法が制定され、一般兵役義務が、いっさいの例外なしに、永遠の原

則として確立された。これによって、国家のすべての住民は、各人全力を尽くして、生命をもなげうって国家に奉仕しなければならないとされた。旧来の国家機構の担い手は、経済分野における支配的な担い手と同様に、取り替えられてしまうのではなく、国家の再興のうちに一層強化された。かくて王権、官僚、常備軍によって創出された確固たる国家的組織は、1815年にフランスに対する解放戦争を勝利に導くことになった。この勝利によって、ラインラント、ベストファーレン両州を獲得した後、ドイツが近代的統一国家に成長していくドラマチックな歴史の歩みは、一段と強化された。プロイセン改革の正しさが、他ならぬこの解放戦争の偉大な闘争によって証明されたので、1815年以降の国家の再編成は、この改革をさらに新しく獲得した領土にまで押し広げることを意味した。東西両地域を支配することになったプロイセンは、戦後、より平穏な時代が続いたことを背景にして、1806年以前の官房政治たる君主絶対主義にかわるいわゆる官僚絶対主義をさらに発展させた。

プロイセンは、その政治的権力を外部に拡大するために、1834年に18の諸邦を包括するドイツ関税同盟を完成させた。この関税同盟の基本原則は、完璧な経済統合を意図することではなく、ドイツ関税同盟の外部にある諸邦に対してひとつの共通関税（プロイセンの関税率を基準にする）を設け、その関税収入を諸邦間で人口に比例して分配する一方で、加盟諸邦間を通過する財については、すべての関税を撤廃すること（マーカンテリズム）であった。同盟の成立後、新しく諸邦の同盟加盟が認められたが、その結果1852年までには、後のドイツ帝国（1871年成立・議会議制民主主義に基づく中央集権国家）を構成することになるすべての諸邦が包含されること

になった。さらにドイツは、対仏軍事上の必要性により、鉄道の建設（19世紀末葉の第二次産業革命の鍵をなした）を進めたし、また財政（間接税収入）上の必要性から、1879年には保護関税政策を採用した。このようにドイツでも、帝国銀行（中央銀行）・金本位制など統一的な国民経済の勃興は、国家の軍事的・政治的な中央集権化戦略がもたらす意図しない結果としてもたらされた。（L. Weiss & J. M. Hobson 1995）。そしてその結果として、巨大な固定資本が急速に形成され、資本主義経済は、ドイツにおいて第二次産業革命を実現することになるのである。

主要参考文献

- L. Weiss & J. M. Hobson 1995. *State and Economic Development, A Comparative Historical Analysis*. Polity Press.

参考文献

- Edited by Isaac William Martin 2009. *The New Fiscal Sociology. Taxation in Comparative and Historical Perspective*. Cambridge U. P.
- ハンチントン著（1996）鈴木主税訳『文明の衝突』集英社。
- P. J. ケイン AG・ホブキンズ著（1993）、竹内幸雄・秋田茂訳『ジェントルマン資本主義の帝国』。名古屋大学出版会。
- E. Jones (1990), *The European Miracle*, Cambridge U. P.
- シュンペーター著（1918）・木村元一・小谷義次訳『租税国家の危機』岩波書店。
- 林建久著（1969）『日本における租税国家の成立』。東大出版会。
- ハルトング著（1969）成瀬治・坂井栄八郎訳『ドイツ国政史』岩波書店。
- コーイング著（1967）久保正幡・村上諄一訳『近代法の歩み』東大出版会。